

平成 27 年度岩手県防災会議会議録

(開催日時) 平成 28 年 3 月 28 日 (月)

(開催場所) エスポワールいわて 2 階大ホール

(次第)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 議題
岩手県地域防災計画の修正について
 - (2) 報告
市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について
 - (3) その他
 - ア 平成 27 年中の災害対応状況について
 - イ 岩手県国土強靱化地域計画の策定について
 - ウ その他
- 4 閉会

1 開会

○ 司会 (小向総合防災室長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、本防災会議の事務局を務めます県総合防災室の小向と申します。暫時進行を進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、ただいまから、平成 27 年度岩手県防災会議を開催します。開会にあたりまして、達増会長から挨拶を申し上げます。

2 会長挨拶

○ 会長 (達増知事)

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、岩手県防災会議に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

沿岸市町村を中心に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が失われた東日本大震災津波から、五年の月日が経過しました。今なお、仮設住宅等で不便な生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

県では、今年を本格復興完遂年と位置付け、復興計画に掲げた事業を、市町村や国と一体となり、また、企業、団体、個人と連携しながら、強力に推し進めて参ります。皆様におかれましては、引き続き、復興に向けた取組に対しまして、御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、地域防災計画につきましては、毎年度所要の見直しを行っているところです。今年度は、活動火山対策特別措置法の一部改正の内容などを踏まえた、本県の火山防災対策の強化や、広島のと砂災害、関東・東北豪雨における教訓等を踏まえた見直しのほか、広域防災拠点や被災者台帳システムなど、本県独自の新たな防災体制の確保に伴う取組についても、

地域防災計画に位置付けたいと考えており、本日、御提案しております。

また、安全、安心な地域社会の構築に向けて、本県の強靱化を推進するための指針として、本年二月に岩手県国土強靱化地域計画を策定しましたことから、本日はその内容についても御説明することとしております。

それでは、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

3 議事

(1) 議題 岩手県地域防災改革の修正について

○ 司会（小向総合防災室長）

本日は、72名中59名の委員の方の御出席をいただいております。

したがいまして、岩手県防災会議運営規程第2条第2項に定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は、岩手県防災会議専門委員として2名の方に御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所 主任研究員 大町 康 様でございます。

公益財団法人原子力安全技術センター 防災技術センター所長 雑賀 寛 様でございます。

本日はよろしくお祈いします。

それでは、これより先の議事につきましては、達増会長に議長をお願いいたします。

○ 会長（達増知事）

それでは、これからは、私が議長を務めますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

議事に入ります。「岩手県地域防災計画の修正について」を議題とします。事務局から説明願います。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

岩手県総合防災室の山本と申します。岩手県地域防災計画の修正に係る資料につきましては、概要をまとめました資料1、お諮りする案となる資料2-1から資料2-4までの新旧対照表でございます。説明につきましては、資料1により行い、新旧対照表の説明は省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、県地域防災計画の修正案につきまして、説明いたします。資料1を御覧願います。

この修正案につきましては、防災会議委員の方々が属する防災関係機関や市町村等への意見照会を2度実施しまして、各機関等からの御意見を踏まえ、修正案をとりまとめたものでございます。

まず、今回の修正のポイントですが、資料上段に記載しているとおり、国の防災基本計画の修正に伴う見直し、本県の新たな防災体制の確保に伴う見直し、その他所要の見直しの3点となります。

1点目のポイント、「国の防災基本計画の修正に伴う見直し」についてであります。今年度においては、昨年7月と本年2月の2回、防災基本計画が修正されたところであり、

これを踏まえた修正を行おうとするものであります。

昨年7月における国の防災基本計画の修正を踏まえた見直しとしては、資料中程の「2 主な修正内容の(1)ア」に係る部分でございまして、平成26年8月に発生しました広島での土砂災害などを踏まえ、市町村においては、避難指示、避難勧告等を発令する際、適切な範囲に絞り込んで行えるよう、あらかじめ範囲を設定するよう努めること、市町村が作成している避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施、防災マップ等の作成・配布を行うよう努めること、台風等の接近に伴い、夜間から明け方にかけて大雨・洪水警報が継続し、災害の発生が予想される場合などにおいては、要配慮者の避難時間の確保や夜間における避難の回避のため、避難準備情報を早目に発令するよう求める等、土砂災害の対策強化について、規定しようとするものであります。

また、平成26年9月に発生しました御嶽山での噴火災害を踏まえまして、登山者などの安全確保を図るため、退避壕や退避舎等の必要性について、火山防災協議会で検討すること、住民・登山者・観光客などが正しい知識と判断をもって、火山災害時に行動できるよう、火山災害に係る防災知識の普及や防災訓練の実施について、観光事業者等とも連携しながら行うこと等、火山災害の対策強化について、規定しようとするものであります。

次に、イの本年2月における国の防災基本計画の修正を踏まえた見直しについてであります。まず、「活火山法の改正を踏まえた対策の強化」ということで、昨年7月に改正されました活動火山対策特別措置法に基づきまして、計画を修正するものであります。

法の改正に伴い、岩手山、栗駒山、秋田駒ヶ岳の3火山において、本県と盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、一関市の4市1町が、先月国から火山災害警戒地域に指定されたところではありますが、県とこれらの市町が共同で火山防災協議会を設置することが法的に位置付けられたこと、この協議会では、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等、一連の警戒避難体制の整備について協議し、火山災害警戒地域に指定された県と関係市町は、地域防災計画に、火山災害警戒地域ごとに、警戒避難体制に関する事項について定めること、関係市町は、火山災害の影響を受ける可能性のあるホテル、旅館、キャンプ場など、不特定かつ多数の者が利用する施設や、老人福祉施設、障がい者支援施設などの要配慮者利用施設について、その名称、所在地を市町村地域防災計画に定めること、また、これらの施設においては、避難確保計画を作成・公表するとともに、避難訓練を実施すること等、活火山法の改正を踏まえた事項等について、規定しようとするものであります。

なお、只今説明した事項のうち、火山防災協議会に関する部分については、火山災害対策編の「第2章 災害予防計画」内に、「火山防災協議会活動計画」という節を新たに設けるとともに、火山ハザードマップの作成については、火山防災協議会で協議し作成することとされたことに伴い、「災害予測図作成計画」と「災害予測図修正計画」は削除しようとするものであります。

次に、「水防法の改正を踏まえた見直し」についてであります。昨年5月に改正されました水防法の内容を踏まえまして、市町村は、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、県は、想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定すること、市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、

避難場所、避難経路、避難訓練に関する事項等について定めることについて、規定しようとするものであります。

次に、「関東・東北豪雨における教訓を踏まえた運用の改善」についてであります。昨年9月に発生しました関東・東北豪雨の際、浸水や電力の喪失により災害対応に支障等が生じた市町村があったことを踏まえ、県、市町村が策定する業務継続計画に、災害時において優先すべき業務、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水の確保などについて定めるよう、新たに位置付けようとするものであります。

次に、2点目のポイント「本県の新たな防災体制の確保に伴う見直し」についてであります。資料の2(2)にありますとおり、防災体制の確保に伴う本県独自の取組として、「広域防災拠点の配置」と「被災者台帳システムの整備」について、地域防災計画に位置付けようとするものであります。

まず、広域防災拠点についてであります。県では、広域防災拠点の整備を図るため、平成24年度に整備構想、25年度に配置計画、26年度に運用マニュアルを、それぞれ策定し、今年度は、広域防災拠点に位置付けられた施設の所有者・管理者である市町村や大学等との連絡体制の確認、訓練を通じたマニュアルの検証などを行ってきたところであり、来年度から、運用を開始することとしています。

このため、本編の「第2章 災害予防計画」内に、「広域防災拠点活動計画」という節を新たに設け、「広域支援拠点」と「後方支援拠点」で構成される広域防災拠点の開設・運営等について、規定しようとするものであります。

次に、被災者台帳システムについてであります。県では、東日本大震災津波により広域的に避難する被災者への支援状況等の情報について、被災市町村と避難先市町村とが共有することが可能で、また、新たに発生する災害の際も、市町村が、り災証明書の交付、被災者台帳の作成などを可能とする被災者台帳システムを整備し、昨年10月から運用を開始したところであります。

このため、地域防災計画に、被災者台帳システムを活用した被災者台帳の作成やり災証明書の交付について、新たに規定しようとするものであります。

最後に、「その他所要の見直し」としまして、県では、本年2月に岩手県国土強靱化地域計画を策定したところですが、この計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な計画等の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものとされていることから、県地域防災計画との関係について規定しようとするものであります。

岩手県国土強靱化地域計画の概要につきましては、後程、説明させていただきます。

また、防災関係機関のうち、「公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」として、一般燃料供給事業者を位置付け、災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給を行っていただくこと、

本年4月1日から、新たに運用する災害情報システムを利用し、市町村が行う避難勧告等の情報、避難所の開設情報等について、Lアラートへ送信することとしていることから、報道機関は、そうした情報について、県民等に広報を行うよう努めることなどについても、規定しようとするものであります。

その他にも、防災会議委員の方々が属する防災関係機関や市町村等からの御意見を踏ま

え、本編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編、原子力災害対策編について、それぞれ必要な見直しを行おうとするものであります。

以上、地域防災計画の修正を行おうとする部分の概要を御説明申し上げます。

それから、今回、特に修正を行わなかった部分であります。平成 24 年度の原子力災害対策編策定時に、今後国の原子力災害対策指針の動向を見ながら、検討することとしていた、安定ヨウ素剤の備蓄などに係る取扱い、新たに原発施設から 30 k m 以上の地域が重点区域に設定された場合の対策、この 2 点につきましては、先に改正された原子力災害対策指針におきまして、安定ヨウ素剤の備蓄等が原発施設から 30 k m 以内に限定され、また、30 k m 以上には重点区域が設定されないこととなったことから、直近の原発から 46 k m 以上離れている本県には影響がなく、皆様方への意見照会による確認も踏まえ、これらに係る修正は行わないこととしましたので、御報告いたします。

なお、今後も、国の指針の改正状況等を踏まえ、引き続き原子力専門委員の助言をいただきながら、計画の見直しを検討するなど、適時適切に対応して参ります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○ 会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

質問・意見等がございませんようでしたら、お諮りをいたします。「岩手県地域防災計画の修正について」は、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

〈「異議なし」と発言する者あり〉

御異議なしということで、原案のとおり決定とさせていただきます。

(2) 報告 市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について

○ 会長（達増知事）

それでは、「報告」に移ります。「市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について」、事務局から説明願います。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

それでは、資料 3 によりまして、「市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について」、御説明いたします。

災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定において、「市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかに都道府県知事に報告する」こととされています。

また、同条第 6 項の規定において、「都道府県知事は、市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴く」とされており、市町村地域防災計画の修正に関する県防災会議の意見については、岩手県防災会議運営規程第 3 条第 1 項の規定に基づき、会長が専決処分することができることとされているものです。

昨年 4 月から本日までの間に、災害対策基本法第 42 条第 5 項の規定により、地域防災計画の修正に係る報告のあった市町村は、1 に記載のとおり、延べ 11 市 9 町 計 21 件とな

っています。

また、報告のあった市町村の地域防災計画の主な修正事項であります。2に記載のとおりであり、平成23年度から26年度に行った岩手県地域防災計画の修正内容との整合性を図ったものとなっております。その内容については、いずれも地域の実情等を踏まえながら適切に行われたものであることから、意見がない旨の専決処分を行ったものであります。

なお、市町村地域防災計画の修正につきましては、今回、御審議いただきました県地域防災計画の修正内容の反映を含め、その促進が図られるよう、県としても引き続き支援を行って参ります。

報告は以上でございます。

○ 会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、質問・意見等はありませんでしょうか。御質問等が特になければ、(3)その他にうつります。

(3) その他 ア 平成27年中の災害対応状況について

○ 会長（達増知事）

それでは、「その他」に移ります。はじめに、「平成27年中の災害対応状況について」、事務局から説明願います。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

それでは、資料4によりまして、平成27年中の災害対応状況について、御説明いたします。

県では、県内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集や応急対策を実施するため、災害の発生状況や震度の強さなどに応じて、災害警戒本部、災害特別警戒本部、災害対策本部を設置し、対応にあたっているところです。

なお、警戒本部の設置基準は、資料に記載はございませんが、県内の地域に気象警報が発表されたとき、震度4又は震度5弱の地震が発生したときなどであり、災害特別警戒本部が、津波注意報が発表されたとき、災害警戒本部体制を拡充して対応する必要があるときなどであり、災害対策本部は、県内の地域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき震度5強以上の地震が発生したときなどとなっております。

平成27年におきましては、災害対策本部を1回、災害特別警戒本部を2回、災害警戒本部を39回、計42回設置し、延べ61日にわたり、災害情報の収集や応急対策の実施にあたってきたところです。

それぞれの設置状況であります。災害対策本部は、5月に震度5強の地震が花巻市において発生したことに伴い設置しており、災害特別警戒本部は、2月と9月に津波注意報が発表されたことに伴い設置しました。

また、災害警戒本部については、大雨警報等の気象警報によるものが34回、震度5弱の地震によるものが2回、林野火災によるものが3回の計39回となっております。

2ページ目に参りまして、「参考1」として平成26年と平成27年の設置状況を比較した

表を整理してございますが、平成 26 年における災害警戒本部等の設置回数は合わせて 40 回であるのに対し、平成 27 年は合わせて 39 回となっており、ほぼ同程度となっております。

個々の設置状況については、参考 2 に記載のとおりですが、説明については省略させていただきます。説明は以上でございます。

○ 会長（達増知事）

ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。無いようでしたら次に進みます。

(3) その他 イ 岩手県国土強靱化地域計画の策定について

○ 会長（達増知事）

次に、「岩手県国土強靱化地域計画」について、事務局から説明願います。

○ 事務局（高橋政策監）

政策推進室政策監の高橋と申します。本日お集まりの関係機関の皆様から委員及びオブザーバーに就任いただき、多大の御協力をいただきました有識者会議での検討等を踏まえて、本年 2 月に国土強靱化基本法に基づく岩手県国土強靱化地域計画を策定いたしました。本計画は、東日本大震災津波による被災 3 県では初めて策定に至ったものであります。

資料は、5-1 から 5-3 までの 3 種類配布してございまして、5-1 が計画全体の概要をまとめたもの、5-2 が計画本文と資料編、5-3 が普及用として作成いたしましたパンフレットとなっております。本日は資料 5-1 に基づきまして計画の全体像を御説明いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは、資料を御覧願います。まず一番上の計画の策定指針であります。国土強靱化基本法に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進するための指針として策定したものでありまして、計画期間を平成 28 年度から 32 年度までとしております。その下の左の箱囲みには国土強靱化の定義に加えて、右側には本日初めに御審議いただきました災害対策基本法に基づく地域防災計画との違いとして、本計画では主として発災前における平時の施策を対象としている点を挙げておりますが、必要な防災体制を構築するという同じ目標に向かって、関係機関と相互に連携し、両計画を推進していこうとしているものであります。

その下に掲げました、4 つの基本目標、また事前に備えるべき 7 つの目標については、国が示している地域計画策定の原則に基づきまして、国の基本計画における基本目標に即したものでございまして、人命の保護を最大限図ること、被害を最小限に抑えること、迅速な復旧・復興を可能とすることという視点から設定しているものであります。

また、その下には、計画の内容について御理解をいただくため、これらの目標達成に向けて、これまで行ってきた施策の検討手順を示しております。左側からまず、地震や津波等の大規模自然災害の発生に伴う、あらゆるリスクを設定の上、そのリスクを踏まえた 22

のリスクシナリオを設定し、次にその回避に向けた検討施策の対応状況等を脆弱性評価として、分析・評価の上、その結果を踏まえまして対応方を網羅的に検討し、更に対応方策の中から34の重点施策を選定したところであります。

また、その下の強靱化の基本的な方針では、二段落目に「岩手県東日本大震災津波復興計画」と調和し、復興施策と震災の経験等を踏まえた強靱化施策を推進すること、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と調和し、地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進することについて盛り込んだところであります。

次の、計画の推進と進捗管理では、P D C Aサイクルの徹底と他の計画等との整合性について掲げております。

それでは、次に資料の裏面を御覧願います。先ほど申し上げました施策の検討手順に従って、当計画に盛り込んだ施策の概要をとりまとめたものとなっております。詳細の説明は省略させていただきますが、資料の右側の34の重点施策、71のK P I（重要行政評価指標）、これらを中心に、毎年度計画の進捗状況を評価し、施策に反映していくこととしておりまして、資料を離れますが、計画の初年度となります来年度当初予算には、重点施策関連事業として、総額2,960億円余、主な事業としては、ハード事業として地域連携道路整備事業費や海岸事業費など、ソフト事業費では地域防災力強化プロジェクト事業や災害派遣福祉チーム派遣体制強化事業費などを計上しているものでございます。

また、計画には、国の安全防災交付金、医療提供体制整備交付金等の計画の推進に必要な財源も記載しておりまして、こうした財源の確保について、国への働きかけも行いながら、計画に盛り込んだ取り組みを着実に推進して参ります。

なお、計画等の進捗状況等については、来年度以降、防災会議においても御報告させていただきよう考えておりまして、引き続きよろしく願いいたします。

説明は以上であります。その他の資料については、後ほど御目通しいただくようお願いいたします。

○ 会長（達増知事）

岩手県国土強靱化地域計画の策定について、御質問等ございませんでしょうか。無いようでしたら次に進みます。

(3) その他 ウ その他

○ 会長（達増知事）

次に、その他として事務局から何かありますでしょうか。

○ 事務局（山本防災危機管理担当課長）

机に配布しております英文カレンダーですが、これは、本日この会議に御出席いただいている岩手大学の山崎教授から提供のあったものです。

作成経緯などにつきましては、別途、山崎教授が作成した資料を御覧いただき、是非、カレンダーを御活用いただければと思います。以上でございます。

○ 会長（達増知事）

次に、その他として委員の皆様から御発言等ありますでしょうか。

○ 堀委員

岩手大学の男女共同参画推進室専任教員の堀と申します。よろしく申し上げます。

岩手県におかれましては、男女共同参画の視点からの防災・復興については、特に被災三県のなかでも積極的に取り組みをいただいております。達増知事の御尽力、御高配によるものであり、他の県からも「頑張っていますね」と声をかけていただいているところです。岩手大学においても男女共同参画の視点から、復興・防災について取組をするにあたり、岩手県庁に御協力をいただき感謝しているところでありますが、いよいよ本格復興期最終年になり、復興については女性専門委員会の活動もあり、県民に対し復興について男女共同参画としての視点が必要であることについては周知されてきたところであり、女性団体による調査によると周知度もかなり高かったところです。次のステップとして、災害予防に係る計画に関心が高まっていくと思われ、県の計画にも男女共同参画の視点が必要であると明記されているところでありますが、県民の皆様がこの計画をお読みになるということはなかなかないと思われれます。今回の震災を受けまして、平常時からの取組がなければ、実際の災害における対応は難しいと言われているところでありますので、計画に記載されていることではあります。が、予防計画における男女共同参画の推進・実践に係る取組について、今一步踏み込んで進めていかなければならない時期にきているのではないかと思いますので、これまで先進的に取り組みをしていただいた中、欲張りなお願いではございますが、一言述べさせていただきます。

○ 会長（達増知事）

はい、ありがとうございます。この件について事務局から何かありますか。

○ 事務局（小向総合防災室長）

ただ今、堀委員から御指摘いただきましたとおり、地域防災計画にはその部分については盛り込んでいるところであり、また、防災会議自体についても、昨年度より女性委員を増やしてきたところであり、また避難所の運営モデルを県としてお示ししているところですが、その中では、避難所の運営については、男女共同参画という部分が重要であると記載しているところです。

また、地域の共助として、自主防災組織や消防団の役割が大切であるところですが、なかなか消防団が集まりにくくなっているという中で、若い方や女性を消防団に入ってもらえるよう取組を進めているところであり、女性等が消防団に参画できるようなシステム、雰囲気づくりを進めていきたいと考えており、自助・共助・公助のそれぞれにおいて男女共同参画が進んでいけるよう、防災面でも努めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○ 会長（達増知事）

去年の今頃に国連防災世界会議が開催されておりましたが、その中においても大事なテーマとして語られていたのを思い出しますので、県民の皆様にも知っていただき、理解を深め

てもらえるようにしていきたいと思います。

他に、その他として何かございますでしょうか。御発言がなければ、これをもちまして、本日の議事を終了することとします。御審議をいただき、誠にありがとうございました。

平成 27 年中は、地震発生に伴う災害対策本部の設置もあり、防災関係機関が連携して、防災体制を充実させていくことが重要と改めて認識したところです。

今後の更なる連携をお願いして、議長の任を解かせていただきます。

○ 司会（小向総合防災室長）

それでは以上をもちまして、岩手県防災会議を終了します。本日は、ありがとうございました。